

放課後子ども総合プラン運営委員会(第1回)

●開催年月日 平成30年7月18日(水)

●場 所 江南市役所 3階 第3委員会室

●出席者 出席委員 12名

会 長	伊 藤 鶴 吉
副 会 長	多和田 武 司
委 員	景 山 豊
委 員	藤 井 勝 利
委 員	中 谷 久美子
委 員	仙 田 桂
委 員	石 原 香 蔵
委 員	滝 哲 治
委 員	西 部 茂 夫
委 員	倉 橋 義 一
委 員	滝 保 子
委 員	菱 田 幹 生

欠席委員 2名

委 員	吉 野 薫
委 員	郷 原 実智雄

説明のため出席した職員

教 育 長	村 良 弘
こども政策課長	鵜 飼 篤 市
こども政策課主幹	平 野 優 子
こども政策課副主幹	長谷川 崇
こども政策課副主幹	石 田 哲 也

事務職員 こども政策課主事 大 橋 潤 一

傍聴人 0人

放課後子ども総合プランの概要について

議題

- (1) 平成29年度放課後子ども教室推進事業報告について
- (2) 平成29年度放課後児童健全育成事業報告について
- (3) 平成29年度放課後子ども総合プラン事業報告について
- (4) 平成30年度放課後子ども教室推進事業実施状況及び放課後児童健全育成事業実施状況、放課後子ども総合プラン事業実施状況について
- (5) 意見交換について

その他

午前10時00分 開 会

1. 教育長あいさつ

会長あいさつ

2. 放課後子ども総合プランの概要について

事務局より説明

質疑

委員 前回の運営委員会の折にも確認したが、放課後子ども教室が実施できていない古知野北、布袋北、草井の3小学校の開室へ向けた進捗状況はどうか。

事務局 未実施の3小学校については、今年度の初めに教育委員会を通じ、各校へ教室の使用状況及び使用見込みを調査しました。

まず、古知野北小学校は、プレハブ校舎も含め、全ての教室を使用している状況にあることから、余裕教室はございません。今後、児童数が減少し、プレハブ校舎に余裕ができたときには、学校と離れた古知野北部地区学習等供用施設で実施している学童保育の運営を踏まえた上で、放課後子ども教室の開室を検討していきます。布袋北小学校についても、古知野北小学校と同様に、現段階においては余裕教室の確保は難しい状況にあります。引き続き、学校と実施に向けた協議を進めていきます。

次に、草井小学校についてですが、始めに今後のクラス数の推移について報告します。現在、各学年2クラスの編成となっておりますが、来年度は児童数の推計上、新1年生が3クラスとなる可

能性があります。このような状況も踏まえた中で、学校側と調整を行い、可能な限り早期に放課後子ども教室を開室したいと考えています。

委員 現在、草井小学校については24の教室があり、その内12室が普通教室として使われている。残りの教室については、PC室、家庭科室、生活科室、図書室、学習室などとなっているが、図書室や学習室については複数あり、その他の教室も使用されていない状況が見受けられる。

教育長 草井小学校は、通常学級12クラス、特別支援学級3クラスの計15クラスの編成となっており、その他の教室が特別教室となります。その中で放課後子ども教室については、北舎1階にある生活科室が実施に適した教室と考えています。

しかしながら、来年度の新1年生のクラス数が、3クラスに増える可能性があるとのことですので、学校運営に支障をきたさないよう、普通教室の配置を検討した上で、生活科室での実施を考えていきます。

委員 現在、草井小学校には余裕教室があるとはいうものの、授業や着替えなど何らかの理由で使用している状況にあります。生活科室での実施については、他学年との配置も考慮の上、前向きに検討していきたいと思えます。

委員 利用者が、学童保育と放課後子ども教室の両方を利用することはできないのか。

事務局 両方の事業を利用できる自治体もあるようですが、江南市ではどちらかの利用になります。

委員 放課後子ども総合プランの概要において、資料2ページの放課後子ども教室の「内容」の中で、「①児童の安全確保」という記載があるが、これは児童に対しての安全確保なのか。

事務局 事業の目的において、児童の安全な居場所の確保ということで、放課後子ども教室には、各教室に複数名の安全管理員を配置し、学童保育には支援員を配置しています。

3. 議題

(1) 平成29年度放課後子ども教室推進事業報告について

事務局より説明

質疑

委員 資料4ページの「平成29年度放課後子ども教室推進事業 月別実施状況」において、古知野東小学校の放課後子ども教室が、定員を下回る状況にあるが、二次募集などは行ったのか。最初の申し込み以降、受付をしていないと考える保護者もいるのではないか。

事務局 各教室に共通することですが、定員に空きがあれば随時申込みの受付を行っています。

委員 申し込み多数の場合、どのように参加できる児童を選んでいるのか。

事務局 定員以上の申し込みがあった場合は、抽選で参加児童を決定しています。抽選に漏れた方は待機扱いとなり、参加児童の退室があったときに、待機の優先順に参加をいただいています。

(2) 平成29年度放課後児童健全育成事業報告について

事務局より説明

質疑

委員 資料5ページの「平成29年度放課後児童健全育成事業報告」において、愛知県放課後児童支援員認定資格研修に参加する対象者は、どのように決定するのか。一般市民は参加の対象となるのか。

事務局 学童保育については規定に基づき、放課後児童支援員を配置しており、その方々が研修の対象となります。よって、一般市民が対象となるものではありません。

平成27年から学童保育に関する運営の条例が改正されたことに伴い、現在の支援員が5年以内にこの研修を受講していただくことで、放課後児童支援員となり得るという位置づけとなりましたので、そのための研修です。

委員 現在、支援員として働いている方が対象ということか。

事務局 その通りです。保育士や教員の免許を持っている方については、

その資格をもって支援員としていましたが、平成 27 年の改正に伴い、それらの資格は基礎資格となりました。そして、5年間の経過措置の間に研修を受けていただくことで、支援員となり得るという制度に変わりましたので、順次受講してもらっています。その他、保育士や教員免許の資格を持っていない方でも現場での経験年数により、支援員の基礎資格が与えられることから、研修を受講することにより、放課後児童支援員としての勤務が可能となります。

委員 研修には、市のほうから参加要請があるのか。

事務局 県からの要請で、江南市の参加者枠があるので、支援員それぞれの5年以内の就労状況をみながら、参加者を決めています。

委員 11月15日の支援員全体研修ではどういったことをしたのか。

事務局 支援員全体研修では、子ども達に対する指導の仕方や、各学童保育所が同じような内容で進められるような時間の過ごし方について、指導いたしました。また、AEDの使い方を受講する機会も設けました。

委員 学童保育の支援員に関しては研修があるようだが、放課後子ども教室の管理員に対しての研修は実施されているのか。

事務局 放課後子ども教室については、関係者全員が参加する打合せ会議を年2回実施しました。放課後子ども教室は、コーディネーターを教室全体で1名、各教室に学習アドバイザーを1名、そして各教室に3、4名の安全管理員を配置しており、打合せ会議の際に、現場での安全管理を含めた話し合いをしています。また、それぞれの教室同士の意見交換会も併せて実施しました。

委員 放課後子ども教室は、各教室3名の安全管理員が児童の指導にあたっているのか。

事務局 定員数の多い古知野東小学校と宮田小学校は、安全管理員5名を配置していますが、それ以外の学校については、3名での指導体制となります。

委員 学童保育と放課後子ども教室の内容が類似しているように見

受けられるが、指導内容の違いや特色等を教えて欲しい。

事務局 学童保育の主な実施内容は、室内でのゲーム、読書、外遊びです。

放課後子ども教室の特色としては、学習アドバイザーの指導の下、工作などを取り入れています。また、「放課後子ども総合プラン」においては、こうした放課後子ども教室のプログラムに学童保育の児童が参加し、放課後子ども教室と学童保育が一体的に「共通プログラム」を実施しています。

(3) 平成29年度放課後子ども総合プラン事業報告について

事務局より説明

質疑

委員 放課後子ども教室のプログラムに、学童保育の児童が参加する共通プログラムを実施したことに対する評価はどうか。メリット、デメリットを教えて欲しい。

事務局 放課後子ども教室では、工作など学童保育では実施していないプログラムを取入れています。よって、学童保育に通っている児童が、普段携わることがないようなプログラムに参加することによって、様々な体験や活動に触れられるというメリットがあります。

また、学童保育と放課後子ども教室は、異なる事業であることから、参加する児童も異なります。共通プログラムを実施することにより、普段接することのない児童との時間を共有することもメリットと考えます。

委員 時間の共有といっても同じ小学校の児童同士なので、あまり意義は感じられない。また、実施事業も「読み聞かせ」や「ミニゲーム」など、合同でなくても出来そうな内容と思われる。

事務局 ご意見ありがとうございます。ご指摘の事業内容に関しては、改善する方向で検討します。

今後は、庁内各課で企画される講座や、県主催の講座を活用することで、共通プログラムの充実を図っていきます。また、地域の資源を活用する観点から、ご年配の方々に色々な昔の遊びなどを教えていただく機会を設けることで、メリットは更に広がるのではないかと考えます。

委員 資料1ページの放課後子ども総合プランの目的にある「地域住民とのふれあいを図る」という内容が増えていくことで、意義のある事業になると思う。今後の計画の中には、地域住民との協働というような内容を取り入れて欲しい。そうすれば、2つの事業を一体として実施する意義があると思われる。

委員 老人会でも小学校を訪問し、体育館で昔の遊びを教えたりしている。親も子ども達も皆で楽しめていて、良いふれあいの場と思うので是非活用して欲しい。

事務局 ご意見ありがとうございます。頂戴したご意見を含め、事業の充実に努めていきます。

委員 共通プログラムの実施後、参加した児童から感想や意見を聴き取っているのか。

事務局 現在のところ、参加児童に感想や意見を求めることはしていません。

今後の事業展開にあたり、児童と接する機会が多い安全管理員を活用し、意見の聴き取りを検討したいと思います。

委員 古知野南小学校だけが屋外で活動をしており、それ以外の学校は室内で実施しているようだが、何か理由はあるのか。

事務局 学校に合わせて共通プログラムの実施場所を決定しています。古知野南小学校に関しては、当初の計画が外遊びのプログラムであったことから、屋外での活動となりました。

(4) 平成30年度放課後子ども教室推進事業実施状況及び放課後児童健全育成事業実施状況、放課後子ども総合プラン事業実施状況について

事務局より説明

質疑

委員 資料11ページの共通プログラムの実施模様において、工作をしている写真があるが、具体的にどのような工作をしているのか。

事務局 新聞紙を利用した絵合わせを作っているところです。絵が4箇所についており、折り方を変えることで絵の位置を変えることができるものです。

委員 放課後子ども教室に通っている児童が、夏休みに限り学童保育に通うことは可能か。

事務局 放課後子ども教室は、夏休み期間中においても月水金の9時30分から17時まで実施しています。

2つの事業を同時に利用することは出来ませんので、お尋ねの場合は、放課後子ども教室を退室していただくこととなります。

(5) 意見交換について

意見・質疑

委員 放課後子ども教室に申込み保護者は、どのような方が多いのか。

事務局 事業の目的として、学童保育は「保護者の就労支援」、放課後子ども教室は「子どもの安全な遊び場の確保」という位置付けとなります。実施日数も、学童保育の月曜から土曜の週6日に対し、放課後子ども教室は、月水金の週3日と異なります。そうした目的の違いがある中でも、就労している保護者の方が、放課後子ども教室を利用することもあります。

4. その他

次回の運営委員会については平成31年2月下旬を予定

午前11時24分 閉会